「はちゃまる」着ぐるみ借受の手引き

平成27年4月14日 · 企画財政課

(1)貸出物品

着ぐるみ

(2)貸出機関(管理者)

| 貸出機関(管理者) | 住所・連絡先 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| 波佐見町役場 | 波佐見町役場(〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地) | | | | |
| (企画財政課長) | TEL 0956-85-2111 FAX 0956-85-5581 E-MAIL <u>kikaku@town.hasami.lg.jp</u> | | | | |

(3) 借受が可能な行事等

波佐見町の振興につながる行事等で、町が貸し出すことが適当と認めるもの

(4) 借受ができない行事等

- ①安全性への配慮を欠き、又は着ぐるみ等の毀損若しくは汚損のおそれがあると認められる場合
- ②宗教的行事、政治活動等と認められる場合
- ③町の信用又は品位を害すると認められる場合
- ④第三者の利益を害すると認められる場合
- ⑤法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が物品等を販売する場合
- ⑦役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- ⑧その他のイメージを損なうおそれがある場合など貸出が不適当であると町が認める場合
- (5) 借受費用 無料 (町役場までお迎え願います。)

(6)借受期間

原則3日以内。※管理者が必要と認めた場合には、3日以上の貸出も可能です。

(7) 借受依頼から返却までの手続き

- |(1)受付(先着順)→(2)仮押さえ→(3)依頼書提出→(4)審査→(5)決定→(6)打合せ→(7)借受→(8)返却|
- ①先着順で受け付けます。まず、借受けを希望する方は電話にて、企画財政課に対し借受の適否等 を相談のうえ、日程の仮押さえをしてください。
 - ※この段階では仮押さえであり、下記②及び③を経て正式に貸出決定となります。
- ②仮押さえ後は、企画財政課へ借受依頼申請をお願いします。
 - ※仮押さえから1週間以内に提出が無い場合は、仮押さえを取り消すことがあります。
- ③審査の後、借受の可否を電話にて連絡
 - ※審査に1週間程度、お時間をいただくこともあります。
 - ※貸出にあたり、特別な条件を付けることがあります。
 - ※借受ける方が、この手引き等に違反した場合又は管理者が不適当であると認めた場合には、 貸出し可の連絡後又は貸出後であっても貸出を中止します。

- ④事前に日時を貸出機関と打合せのうえ、貸出機関に来ていただき、借受けてください。 ※町役場までのお迎えの際は大きな車でお越しください。
- ⑤返却の際も、事前に日時を貸出機関と打合せのうえ来ていただき、管理者による点検を受けてく ださい。
 - ※やむを得ず宅急便等で返却する場合には、その旨を企画財政課へ事前に連絡をお願いします。 なお、破損等が見つかった場合は、後日、責任((8)の③)を負っていただきます。

(8)注意事項

- ① 着ぐるみの使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行ってください。万が一、事故等が発生した場合、町から要請があった場合は、速やかに利用状況を報告してください。
- ② 着ぐるみを借受けた者は、利用上の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合、これに対し全責任を負い、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとします。
- ③ 借受けた者の故意又は過失により着ぐるみ等の滅失、損傷、汚損その他の損害が発生した場合、 借受けた者は原状回復又は実費をもってその損害を賠償しなければなりません。
- ④ 町の都合による貸出の中止の場合も含め、借受に要した費用及び中止に伴う損害について、町は一切の負担を負いません。
- ⑤ 借受依頼書の内容に変更が生じた場合には、至急、連絡のうえ企画財政課の指示を受けてください。原則、軽微な場合を除き、借受依頼書を再提出していただきます。なお、記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、貸出を中止することがありますのでご注意願います。
- ⑥ 貸出は、その行事等や借受けた者について町が推奨を行うものではありません。
- ⑦ 写真撮影や握手等は無償(商品購入者に限ることも不可)で行ってください。
- ⑧ 借受けた着ぐるみ等を第三者に転貸することは禁止です。
- ⑨ 雨雪時の屋外での使用は禁止です。屋内での使用時であっても運搬時の雨雪等には十分配慮してください。

提出日: 年月日

「はちゃまる着ぐるみ」借受依頼書

| 借受依頼者 | 団体等名 | | | 代表者名 | • | |
|-------|--------------|---|-------------|--------|-----------------|--|
| | 所在地 | 〒 | | | <u> </u> | |
| | 連絡責任者名 | | | TEL | | |
| | FAX | | | E-MAIL | | |
| | 当日緊急連絡先 | (氏名・携帯番 | 号) | | | |
| 借受行事等 | 行事等名 | | | | | |
| | 行事等日時 | · · | | () | ~ | |
| | | ※うち出演時間帯 ~ | | | | |
| | | 〒 | | | | |
| | 借受場所・住所 | | | | | |
| | | □屋内 □屋外 | | - 来場対象 | | |
| | 来場者予定数 | | 人 | 木物刈豕 | 例:幼児、親子、一般、高齢者等 | |
| | | □県が主催・共催・後援する行事等 | | | | |
| | | □市町が主催・共催・後援する行事等 | | | | |
| | | 口その他の行事等 | | | | |
| | 行事等の開催 | | | | | |
| | 目的・概要 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | │ │※行事等の詳細がわかる資料・チラシがある場合には添付してください。 | | | | |
| | | 八丁子子 V 开加 / | 2.4212.00 E | | のも物口にはがりしてくたです。 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | はちゃまる | | | | | |
| | の役割 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | マスコミへの取 | □あり(| | に対し、取材 | 依頼・情報提供) | |
| | 材依頼·情報提供 | □なし | | | | |
| | 雨雪時対応 | □実施(屋内で使用) □順延(別日の使用を希望) | | | | |
| | | □中止(使用をキャンセル) | | | | |
| | | ※雨雪時は屋外 | | | 0 | |
| 借受希望日 | | | | () | | |
| 返却希望日 | | 年 | 月 日 | () * | 借受日から原則5日以内 | |

[※]該当する□を塗りつぶし(例:■)てください。

使用マニュアル 注意事項

●着脱するとき

- ・更衣室を確保するなど関係者以外(特に子ども)の目に触れないよう注意 すること。
- ・靴下を着用すること。
- 着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- ・着脱のスペースとして十分な場所を確保すること(最低でも2畳分)

●活動するとき

- 当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。
- 会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行い、クールベストを着用するなど、十分な暑さ対策を講じること。
- ・雨天時は、原則として屋外での使用を控えること。なお、使用中に雨天となった場合は、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き去り、十分に乾燥すること。
- 着用すると視界が狭いため、活動の際には必ず誘導者をつけること。 また、幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向い たり、急に走り出すことは避けること。転倒にも十分注意すること。
- 「はちゃまる」のイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。
- 誘導者は、着ぐるみをたたいたり、押したりする人がいた場合には、直ちに 制止するとともに、再発防止に努めること。

●使用後

- 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
- ・屋外で使用した後は、靴底の汚れをぞうきん等で拭き取ること。
- 足はそれぞれ別々の袋に入れて保管すること。
- 手袋は使用後すぐに裏返し、長靴と共に消臭殺菌剤を吹き掛け、風通しのよい場所に置き、十分乾燥させること。

●その他

- 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分留意すること。
- ・身長 160cm 程度の人が着用した方が、より可愛らしく見えます。

はちゃまる正面



はちゃまる後面



はちゃまる側面

